

## 仕様書

この仕様書は、山口県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）の組合員及び被扶養者の受診に係る診療報酬明細書（原本あるいは写しとして保存された画像等のデータ含む。以下「レセプト」という。）の内容審査点検における仕様を示すものである。

1 件名 レセプト内容点検業務委託

2 委託業務 レセプト内容の審査点検の実施

3 委託期間 令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

4 業務場所

（1）あらかじめ受託者が申し出をし、共済組合が承諾した場所。

（2）履行場所は受託者の直接の管理下にある屋内で、日本国内に限る。

5 予定レセプト件数 609,500 件

内訳

医科入院外	310,000 件
医科入院	4,000 件
歯科	85,000 件
調剤	210,000 件
訪問看護	500 件

6 業務内容

点検対象レセプトを自社で開発した点検システムによる自動点検と人による目視点検の両方により、以下の内容について点検を行うこと。

なお、点検システムは、共済組合使用のレセプト管理システム（株式会社法研）に対応しているものであること。

（1）レセプトの内容点検

① 単月点検

レセプトの単月分について、以下のとおり内容点検を行うこと。

- ア 診療報酬、調剤報酬等の算定方法、算定点数の点検
- イ 傷病名と薬剤等との突合
- ウ 傷病名に対し、請求内容に疑義のあるもの
- エ 検査に係る算定の妥当性
- オ 各種指導料、管理料の算定回数及び算定と加算の妥当性
- カ 各種処置、検査、注射回数の妥当性
- キ 各種薬剤の投与日数、回数の妥当性
- ク 長期に及ぶ投薬の妥当性
- ケ 特別食と傷病名との関連
- コ 算定についての関連(診療開始日、初診料、年齢、加算等)
- サ その他請求内容の妥当性

② 縦覧点検

単月点検済みのレセプトについて、以下のとおり縦覧点検を行うこと。

- ア 重複請求、同一医療機関の重複処置、検査等
- イ 連月での初診料算定の可否
- ウ 連月での画像診断施行、検査等の妥当性
- エ 長期にわたる注射等の妥当性
- オ リハビリテーションの施行期間の妥当性
- カ 新規入院、継続入院の妥当性
- キ 抗生剤等の長期にわたる投与の妥当性
- ク 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び投量
- ケ 投与日数の妥当性
- コ その他請求内容の妥当性

なお、再審査請求率については年間総レセプト件数に対して1.0%以上、2.5%以下にすること。

計算例)

最低：609,500 件/年×1.0% = 6,095 件

最高：609,500 件/年×2.5% = 15,237 件

※1 レセプトで複数疑義が生じた場合でも再審査請求件数は1件とする。

(2) オンライン再審査請求データの作成

- ① 単月点検及び縦覧点検の結果、支払基金への再審査請求となる電子レセプトについて、支払基金が定めるデータ形式でオンライン請求用の再審査請求データを作成すること。
- ② オンラインによる再審査請求データの作成ができないレセプトについ

ては、支払基金の定めるデータ形式で再審査請求データ、原本管理データの作成及び支払基金が定める電子媒体への記録、レセプトの原本印刷及び再審査請求等内訳票の貼付等、再審査請求に必要な事務処理を行うこと。

## 7 電子レセプトデータ等の受渡し

電子レセプトデータ等の受渡しについては、以下のとおり行うこと。

(1) 受渡しは、個人情報が漏洩、滅失又は毀損されることのないよう必要な措置を講じ、次のいずれかの方法によるものとする。

- ① 受託者が用意したセキュリティ機能搭載の電子媒体（USBメモリ等）による受け渡しとし、共済組合の指定する場所での直接受け渡し又は受託者が用意したセキュリティに留意したジュラルミンケース等を使用し、個人情報の安全性に配慮した追跡可能な特定信書便等での輸送とする。
- ② 共済組合と受託者との間で設置する専用端末及び専用回線を使用した伝送によるものとする。

(2) 受渡書を用意し、受渡しの際は双方で記録すること。

## 8 委託条件

### (1) 第三者委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を自社内で行うこととし、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）し、または請け負わせてはならない。

(2) 作業拠点について受託者は、以下の要件を満たす安全性及び機密性の高い場所にて委託業務を実施すること。

- ① 共済組合から提供された書類やデータ等は、施錠管理された部屋又は施錠できる保管庫で保管すること。
- ② 委託業務は施錠管理された業務専用の部屋において実施し、ICカード、暗号番号その他によって入室管理し、作業者および関係者以外の入室を禁止すること。また、点検に従事する者以外が点検に係るシステム及び端末機を操作できないよう必要な措置を講じること。
- ③ データ持ち出しの禁止を徹底し、私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラ等による監視等を実施すること。
- ④ 業務実施場所は日本国内とし、共済組合職員による定期的な視察に対応

するものとすること。

- ⑤ 個人情報保護及びセキュリティについては万全を期すこととし、対策の詳細及び業務を効果的に行うための必要な措置や留意事項については、受託者の提案に基づいて共済組合と協議の上、決定すること。

### （3）受託者の体制について

- ① 受託者は当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備することとし、共済組合から提供するデータその他の業務において知りえた情報については、その秘密を保持し、当該業務の目的以外に利用しないこと。
- ② 業務遂行に必要となる以下の資格・認証を有すること。  
・プライバシーマーク及び ISO/IEC 27001 (JIS Q27001)
- ③ 業務処理に携わる全ての従業員が、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知)、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知)を遵守すること。また、その為の情報セキュリティに関する取り扱いルールや啓蒙体制が確立されていること。

### （4）受託者のシステム及びサーバーについて

受託業務を実施するシステム及びサーバーで取り扱う情報の保護を目的として、次のセキュリティ機能を実装すること。

- ① システム及びサーバーに対する不正アクセス、ウィルス・不正プログラム感染等への対応を講じていること。具体的には以下の要件を備えていること。  
・悪意あるコードや DDoS、DoS 攻撃等、業務の継続性が失われる攻撃に対する保護措置を講じること。また、ふるまい検知の仕組みを有していること。  
・事前に許可された端末及び外部記憶端末のみがネットワークまたは PC に接続可能であること。
- ② システムのセキュリティ事故及び不正の原因を事後に追跡するための機能を有していること。
- ③ 使用する薬剤マスタ等は、常に最新の情報で分析・抽出を実施できる仕組みを有すること。
- ④ 共済組合との情報授受等のために共済組合に貸与する専用端末を用い

る場合は必ず自社で調達し各種設定を行うこと。また、専用回線は I P – V P N 接続等のインターネット接続できない閉域網とすること。

#### （5）データ管理体制

レセプトデータ等を管理するデータセンターは、以下の要件を満たした環境とすること。

- ① サーバー設置拠点が日本国内であること。
- ② 万が一の災害に備え、停電対策及び防災対策がなされていること。また、各対策方法について、システム運用に障害の発生しない手段を用いること。
- ③ 国内に最低 2 か所以上にてデータ及びシステムのバックアップができる仕組みをもつこと。
- ④ 受託者が使用するサーバー等記憶媒体内の個人情報については、点検終了後にすべて削除すること。
- ⑤ データ漏洩リスクに対するセキュリティ対策が講じられていること。また、受託者及びその点検従事者は、この業務の実施において知り得た秘密・個人情報については、いかなる理由によっても、他に漏洩したり他の目的に使用したりしてはならず、本業務終了後においても同様の義務を負うものとする。

#### （6）検査または報告について

共済組合は、隨時立入り検査または報告を求めることができるものとする。

#### （7）契約解除について

仕様書に定める相応の成果物が納品されないと共済組合が判断した場合は、共済組合は委託期間中であっても契約を解除することができるものとする。

#### （8）妨害又は不当要求に対する届出義務

- ① 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、共済組合へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- ② 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、契約の相手方としない

措置を講じることがある。

## 9 スケジュール

受託者は共済組合から月末に提供される対象レセプトの点検を実施し、翌月末までに再審査請求データを納品すること。

なお、詳細なスケジュールについては、別途協議の上決定するものとする。

## 10 支払い

(1) 点検等料金は、支払基金の報告に基づき、共済組合が支払基金に対し再審査請求を行った金額について、支払基金の再審査の結果、最終的に過誤として調整された金額の50%相当額に消費税を加えた金額と、点検業務を請け負った際に発生する諸経費等の金額の合計額とする。

なお、委託期間終了後の支払については、別途協議の上決定するものとする。

(2) 銀行振り込み手数料及び消費税は共済組合の負担とする。

(3) 業務に必要な消耗品、参考図書及びシステムの設備等の費用は受託者の負担とする。

(4) 共済組合から受託者までの搬送にかかる経費は共済組合の負担とし、受託者から共済組合までの搬送にかかる経費は受託者の負担とする。

## 11 その他

(1) データの受け渡し日等については、別途協議して取り決め、遅延が発生する場合は直ちに相手方に報告すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度共済組合と協議して定めるものとする。